

③土地利用の再編等を速やかに 実現できる仕組み等

■具体的な施策等

- 土地の境界復元等
- 文化財保護と震災復興
- 復興整備計画制度を活用した災害に強い地域づくりの推進
- 被災地における土地境界の明確化の推進、所在不明の土地所有者情報調査の支援
- 被災地における適正な土地取引の確保

土地の境界復元等		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法 務 省
節	(1) 災害に強い地域づくり	
項	③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	作成年月
目	(iv)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>① 津波等で土地の境界が不明となった地域における土地の境界の復元及び土地が不規則に移動した地域における登記所備付地図の修正を実施するため、当該作業を実施すべき地域を特定するための実態調査を宮城、福島及び岩手の各県において実施した。</p> <p>② 震災により倒壊等した建物について、職権による滅失登記を行うために必要な調査を実施し、順次、登記を実施している。</p> <p>③ 宮城、福島及び岩手の各県において、登記特設相談所を開設している。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>① 実態調査の結果に基づき、土地の境界の復元及び登記所備付地図の修正を早急を実施すべき地域において、作業を開始する。</p> <p>② 震災により倒壊等した建物について、職権による滅失登記を行うために必要な調査を平成23年度に引き続き実施し、登記を完了させる。</p> <p>③ 宮城、福島及び岩手の各県において、登記特設相談所の開設を継続する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>① 実態調査の結果に基づき、土地の境界の復元及び登記所備付地図の修正が必要な地域において、作業を実施する。</p> <p>② 宮城、福島及び岩手の各県において、登記特設相談所の開設を継続する。</p> <p>③ 復興における建物の新築に伴い、大量に申請される登記を迅速に処理する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>① 本事業により土地の境界を明確化することや、土地が不規則に移動した地域において、登記所備付地図を修正することにより、復旧・復興のために必要な道路の整備、住宅建設等のまちづくり事業を円滑に実施することができる。逆に、本事業が実施されないと、土地の境界が不明なままとなり、土地の取引等もできないため、復旧・復興事業に支障が生じ</p>		

<p>ることとなる。地方公共団体と調整中であるため、具体的な数値目標を示すことはできないが、土地の境界の復元及び登記所備付地図の修正が必要な地域について、向こう3年間で作業を完了させることとしている。</p> <p>② 建物の滅失登記を迅速に行うことで、不動産に関する権利関係の整理が促進され、復興事業に有用なほか、被災者にとって新たな建物の建築・取得に有用であることから、速やかな完了を目指す。</p> <p>③ 復興事業の本格化に伴い、土地の取引、建物の建築が急増し、それに伴う登記の申請も増加が見込まれることから、登記特設相談を継続することは、復興に資することとなる。相談に関する具体的な数値目標を示すことはできないが、ニーズに対して的確に対応することとしている。</p> <p>④ 今後の復興において大量に申請が見込まれる建物の新築に伴う登記申請について、迅速に処理することは、復興に資することとなる。登記の事務処理に関する具体的な数値目標を示すことはできないが、申請に対して的確に対応することを目指す。</p>
<p>平成 24 年度予算における予算措置状況</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の境界復元・地図の修正関係経費 1,015 百万円【復興特会】 ・ 相談委託経費 90 百万円【復興特会】

文化財保護と震災復興		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	作成年月
目	(i)津波による被害等からの復興のため、一体となった土地利用再編が必要な地域において、土地利用の調整を迅速に行うため、都市計画法、農業振興地域整備法、森林法等に係る各種手続を、一つの計画の下で、ワンストップで処理する特例措置を検討する。また、同様の趣旨から、地域における文化財の役割に留意しつつ、文化財保護法の弾力的運用についても検討する。	平成24年4月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災に伴う災害復旧事業で該当県市内の史跡名勝天然記念物の指定に係る土地で行われるものについては、文化庁長官の許可を要しない「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」に当たるとし、その対象となる災害復旧事業の範囲について、文化庁から関係都道府県教育委員会に通知(平成23年3月25日付)。 ○ 特別名勝松島においては、震災復興に伴う保存管理の在り方について、管理団体である宮城県が設置し、関係市町及び文化庁が参加する検討で検討を行い、平成24年1月25日に最終報告がとりまとめられた。 		
当面(今年度中)の取組み		
○ 本最終報告を踏まえて、個々の現状変更の案件について対応。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○ 本最終報告を踏まえて、個々の現状変更の案件について対応。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 史跡名勝天然記念物などの国指定等文化財の適切な修復を図るとともに、その文化財的な価値を踏まえつつ、住民生活の速やかな復旧・復興に資する。		
平成24年度予算における予算措置状況		
—		

復興整備計画制度を活用した災害に強い地域づくりの推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	復興庁 農林水産省 国土交通省
節	(1)	
項	③	作成年月
目	(i)～(v)	平成24年4月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手・宮城・福島県での現地説明会(7月)等において、「津波被災地における民間復興活動の円滑な誘導・促進のための土地利用調整のガイドライン」を周知徹底。 ○ 土地利用再編を速やかに実現するため、東日本大震災復興特別区域法(平成23年12月26日施行。以下「特区法」という。)において、「復興整備計画制度」を創設。 <ul style="list-style-type: none"> <復興整備計画制度の概要> 協議会(市町村・県等で構成)における協議等を経て、市町村が作成(県との共同作成も可)した復興整備計画に基づく復興整備事業の実施に当たり、以下の特例措置を講じている。 ① 事業の実施に必要な許可の基準の緩和(市街化調整区域に係る開発許可の立地基準、農地転用許可基準) ② 許可・ゾーニング・事業計画に係る手続をワンストップで処理 ③ 復興一体事業(住宅地と農地等の一体的な整備のための事業)の創設 ○ 復興整備事業の実施の円滑化のための措置 ○ 特区法政省令、復興整備計画作成マニュアル等を整備。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地域へ制度の周知徹底を図るとともに、各市町村による復興整備計画の策定を支援。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 復興整備計画に基づく復興整備事業の実施を支援。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 復興整備計画の早期策定と復興整備事業の円滑かつ迅速な実施を通じて、災害に強い地域づくりを実現。 		
平成24年度予算における予算措置状況		
—		

被災地における土地境界の明確化の推進、所在不明の土地所有者情報調査の支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	作成年月
目	(iv)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 速やかな復旧・復興を図るために、津波浸水区域では約 6,100 点(新設約 2,400 点、改測約 3,700 点)に上る「補助基準点」(地図作成や測量の基礎とするために、地球上の位置を測定した点)を新設・改測した。また、岩手県陸前高田市・大船渡市、宮城県名取市・岩沼市における補助基準点の測量成果は国土地理院において公表済みであり、大船渡市ではこの成果を活用した海岸保全施設の早期復旧が予定されている。 ○ 土地境界の明確化により被災地の早期復興等に貢献するため、宮城県仙台市等の 8 市町において、道路等の官有地と民有地との間の境界情報を国が整備(「官民境界基本調査」)したほか、地籍調査を実施中であった地域等で東日本大震災により測量成果がずれて利用できなくなった茨城県北茨城市等の 84 市町村において、測量成果の補正等を支援した。 ○ 所在不明の土地所有者の調査及びデータの整備・活用を迅速・効率的に行うことにより復興整備事業等の円滑な実施を図るため、調査に不慣れな被災自治体職員にも調査の流れや内容が理解しやすいよう、マニュアル作成を行った。当該マニュアルに関し、対象となる自治体職員への説明会(岩手県、宮城県、福島県)を実施した。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地境界の明確化により被災地の早期復興等に貢献するため、官民境界基本調査を実施するとともに、自治体による地籍調査の測量成果の補正等を支援する。 ○ 上記の被災自治体職員向けマニュアルの活用を通じ、被災市町村等における所在不明の土地所有者の調査等の円滑な実施を図る。 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地境界の明確化により被災地の早期復興等に貢献するため、官民境界基本調査を実施するとともに、自治体による地籍再調査等を支援することとしており、復興の進捗に合わせてこれらを着実に進行。 		

期待される効果・達成すべき目標

【期待される効果】

- 地籍調査を未実施である地域において、官民境界基本調査を国が実施することにより、後続の地籍調査や復旧・復興事業の迅速な実施が可能となる。また、東日本大震災発生時に地籍調査を実施中又は実施済みであった地域において、自治体による測量成果の補正と地籍再調査を促進し、迅速な復旧・復興に貢献する。
- 所在不明の土地所有者の探索・調査及びデータの整備・活用に関するマニュアルを作成・配布し、被災市町村による土地所有者情報調査を支援することにより、復興計画の作成や復興事業の実施の円滑化に貢献する。

【達成すべき目標】

- 土地境界の明確化により被災地の早期復興等に貢献するため、平成 24 年度に以下の施策に取り組む。
 - ・ 岩手県宮古市等の 11 市町村において国直轄の官民境界基本調査を実施する。
 - ・ 東日本大震災発生時に地籍調査が実施中又は実施済みであった福島県いわき市等の 52 市町村において、測量成果の補正等を支援する。また、岩手県釜石市等の 16 市町において、復興事業と連携して実施する地籍調査を促進する。

平成24年度予算における予算措置状況

- ・ 地籍調査費負担金 509 百万円【復興特会】
- ・ 官民境界基本調査 231 百万円【復興特会】

被災地における適正な土地取引の確保		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	作成年月
目	(v)	平成24年4月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> 被災3県・政令市(岩手県、宮城県、福島県及び仙台市)の土地対策担当部署に限り、登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を毎月提供。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を毎月提供予定。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> 今後、復興に伴う投機的な土地取引等が行われる可能性も否定できないため、当分の間、登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を提供していく予定。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> 登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を被災3県・政令市に提供することにより、復興に伴う投機的な土地取引等を防止するための当該地方公共団体による土地取引の監視に資する。 		
平成24年度予算における予算措置状況		
<ul style="list-style-type: none"> 被災地における土地取引実態調査 10百万円【復興特会】 		